

議案第84号

北郷の庄屋屋敷 重要文化財旧木下家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

北郷の庄屋屋敷 重要文化財旧木下家住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成31年2月26日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

北郷の庄屋屋敷 重要文化財旧木下家住宅の使用料について改正を行いたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

北郷の庄屋屋敷 重要文化財旧木下家住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北郷の庄屋屋敷 重要文化財旧木下家住宅の設置及び管理に関する条例(平成 30 年勝山市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前				改正後			
別表第 1(第 8 条関係) 旧木下家住宅基本使用料				別表第 1(第 8 条関係) 旧木下家住宅基本使用料			
	午前 9 時～午後 0 時 30 分	午後 0 時 30 分～午後 4 時	午後 4 時～午後 9 時		午前 9 時～午後 0 時 30 分	午後 0 時 30 分～午後 4 時	午後 4 時～午後 9 時
建物・敷地一式	2,000 円	2,000 円	3,000 円	和室(1 室あたり)	500 円	500 円	750 円
和室(1 室あたり)	500 円	500 円	750 円				
オイエ(板の間)	500 円	500 円	750 円				
屋外敷地	500 円	500 円	750 円				

附 則

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。